

## 九州大学情報セキュリティ対策規程

令和5年度九大規程第119号

制定：令和6年3月29日

九州大学情報セキュリティ対策規程（令和4年度九大規程第105号）の全部を改正する。  
（趣旨）

第1条 この規程は、国立大学法人九州大学（以下「本学」という。）の情報資産に関するセキュリティ基本対策（以下「情報セキュリティ対策」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（適用範囲）

第2条 この規程は、本学の情報資産を運用、管理又は利用する全ての者に適用する。

（定義）

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報システム 情報処理及び情報ネットワーク（次号に規定する情報ネットワークをいう。以下同じ。）に関わるシステム（クラウドサービスによって提供されるものを含む。）で、次のいずれかに該当するものをいう。
  - イ 本学により、所有又は管理されているもの
  - ロ 本学との契約又は協定により提供されるもの
  - ハ 本学の情報ネットワークに接続されているもの
- (2) 情報ネットワーク 次のいずれかに該当する情報機器及びソフトウェア（クラウドサービスによって提供されるものを含む。）で構成されるものをいう。
  - イ 本学により、所有又は管理されている全ての情報機器及びソフトウェア
  - ロ 本学との契約又は協定により提供される全ての情報機器及びソフトウェア
  - ハ 本学の職員等（第5号に規定する職員等をいう。）及び学生等（第6号に規定する学生等をいう。）が所有し、教育・研究用に必要な情報機器及びソフトウェア
- (3) 情報資産 九州大学情報倫理規程（平成24年度九大規程第73号）第2条に規定するものをいう。
- (4) 職員等 本学の役員、職員（派遣契約に基づき本学で従事する者を含む。）及び研究者、その他情報セキュリティ責任者（第7条に規定する情報セキュリティ責任者をいう。次号において同じ。）が認めた者をいう。
- (5) 学生等 学部学生、大学院学生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生、専修生、特別研究学生その他情報セキュリティ責任者が認めた者をいう。
- (6) C I O 九州大学最高情報責任者等に関する規程（令和5年度九大規程第121号）第2条第1項の規定により、総長から指名された理事をいう。
- (7) 部局情報システム管理者 部局等で構築した部局情報システムを運用及び管理する者をいう。
- (8) 部局情報システム利用者 職員等及び学生等で、部局等で構築した情報システムを利用する者をいう。
- (9) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (10) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (11) インシデント 情報セキュリティに関し、意図的又は偶発的に生じる、関係法令及び本学の諸規則等に違反する事故又は事件をいう。
- (12) 部局等 九州大学学則（平成16年九大規則第1号）第3条から第17条の2までに規定する組織をいう。

（最高情報セキュリティ責任者）

第4条 本学における情報セキュリティに関する総括的な権限及び責任を有するとして、

最高情報セキュリティ責任者（以下「C I S O」という。）を置き、本学の職員等のうちからC I Oが指名する者をもって充てる。

- 2 C I S Oは、C I Oの指示の下、情報セキュリティに係る戦略及び対策並びに情報関係法令への対処等を実施し、その結果をC I Oに報告する。
- 3 C I S Oは、情報セキュリティに関する専門的な知識及び経験を有した専門家を情報セキュリティアドバイザーとして置くことができる。

（副最高情報セキュリティ責任者）

第5条 本学に副最高情報セキュリティ責任者（以下「副C I S O」という。）を置き、C I S Oが指名又は委嘱する者をもって充てる。

- 2 C I S Oに事故があるときは、副C I S Oが、その職務を代行する。

（最高情報セキュリティ責任者補佐）

第6条 副C I S Oを補佐する者として、最高情報セキュリティ責任者補佐（以下「C I S O補佐」という。）を置き、C I S Oが指名又は委嘱する者をもって充てる。

（情報セキュリティ責任者）

第7条 各部局等に情報セキュリティ責任者を置き、部局長等をもって充てる。

- 2 情報セキュリティ責任者は、部局等における運用方針の決定や情報システム上の問題等に対する対策を行う。
- 3 情報セキュリティ責任者は、部局等における実施手順書等を制定した場合は、C I S Oに報告するものとする。

（部局情報システム管理者）

第8条 部局情報システム管理者は、自ら運用及び管理する部局情報システムの責任者であり、当該部局情報システムにおける情報セキュリティを維持管理するための責任を負う。

- 2 部局情報システム管理者は、部局情報システムの情報セキュリティ対策に関連する課題又は問題点が明らかになった場合は、その解決すべき課題を把握し、適切な措置を行わなければならない。
- 3 部局情報システム管理者は、九大C S I R T、情報セキュリティ責任者、支線LAN管理者（九州大学総合情報伝達システム運用規則（平成16年度九大規則第61号）第8条に定めるものをいう。）から情報セキュリティを維持管理するために協力を依頼された場合は、これに応じなければならない。

（委員会）

第9条 本学の情報セキュリティ対策に関する審議は、情報政策委員会（以下「委員会」という。）において行う。

- 2 委員会は、九州大学情報政策委員会規程（令和4年度九大規程第104号）第2条第4号に定める情報システムのセキュリティに関し、次の各号に掲げる事項について審議する。
  - (1) 情報セキュリティに関する規程等の制定改廃に関すること。
  - (2) 情報セキュリティの維持及び向上のための措置に関すること。
  - (3) その他情報セキュリティに関することで、重要なこと。

（部局情報システム運用委員会）

第10条 各部局に部局情報システム運用委員会を置く。

- 2 部局情報システム運用委員会の委員長は、部局長等をもって充てる。
- 3 部局情報システム運用委員会は、部局長等が参加する会議で兼ねることができる。その場合、情報セキュリティ責任者は、部局情報システム運用委員会の名称等をC I S Oに報告するものとする。
- 4 部局情報システム運用委員会は、部局等における情報セキュリティに関する事項について審議し、それを実施する。

（セキュリティポリシー等の遵守）

第11条 職員等及び学生等は、情報セキュリティに関する関係法令、九州大学情報セキュリティポリシー（以下「セキュリティポリシー」という。）及び本規程等を遵守し、本学の情報セキュリティを維持しなければならない。

2 部局情報システム利用者は、本学の情報セキュリティ水準の低下を招く行為を行ってはならない。

3 部局情報システム利用者は、部局情報システム管理者から情報セキュリティを維持管理するために協力の要請があった場合は、それに応じなければならない。

4 外部事業者との業務委託契約により派遣者を受け入れる部局等は、従事者に守るべきセキュリティポリシー及び本規程の内容を理解させ、遵守させなければならない。

5 情報システムの開発及び保守管理業務を外部事業者に委託する場合は、下請として受託する業者を含めて、セキュリティポリシー及び本規程のうち遵守すべき内容を明記した契約を行わなければならない。

（教育及び研修）

第12条 CISOは、情報セキュリティ責任者、支線LAN管理者及び部局情報システム管理者に対し、必要な技能を修得するための研修を実施する。

2 CISOは、必要に応じて各部局等で行う職員等向けのセキュリティポリシー等に関する研修の支援を行う。また、職員等から依頼があった場合、学生等向けのセキュリティポリシー等に関するオリエンテーション又は講義に協力を行う。

3 職員等及び学生等は、研修会や説明会に出席し、又はオリエンテーション若しくは講義を受講し、セキュリティポリシー及び本規程等の理解に努めなければならない。

（情報セキュリティに関する自己点検）

第13条 セキュリティポリシー及び本規程等の遵守状況を確認し、必要に応じて改善を図るとともに、職員等及び学生等の意識向上を図るため、情報セキュリティに関する自己点検を実施する。

2 前項で規定する自己点検については、委員会の議を経て、CISOが別に定める。

（情報セキュリティの監査）

第14条 本学の情報セキュリティにおける監査に関する事項を実施する責任者として、情報セキュリティ監査責任者を置き、CISOが指名する者をもって充てる。

2 情報セキュリティ監査責任者は、セキュリティポリシー及び本規程等に基づく手順等の妥当性又は運用の準拠性について確認し、情報セキュリティ対策を改善するため、情報セキュリティに係る監査を行う。

3 前項に規定する監査については、委員会の議を経て、CISOが別に定める。

（管理運営）

第15条 情報セキュリティ対策は、セキュリティポリシー及び本規程等に基づき、部局等において管理運営するものとする。

（九大CSIRT）

第16条 本学における情報セキュリティインシデントが発生した際の応急対応及び調査等の事後対策、並びに日々の情報セキュリティ状況の把握及びインシデントの未然防止など安全な九州大学サイバー空間の維持・強化に取り組む組織として、CISOの下に九大CSIRTを置く。

2 九大CSIRTの組織及び運営に関し必要な事項等は、委員会の議を経て、CISOが別に定める。

（情報セキュリティ対策に関する基本計画の策定及び見直し）

第17条 CISOは、委員会における審議を経て、情報セキュリティ対策を総合的に推進するための情報セキュリティ対策に関する基本計画（以下「情報セキュリティ対策基本計画」という。）を定める。

2 CISOは、情報セキュリティ対策の実施、自己点検及び監査の結果を総合的に評価するとともに、情報セキュリティに係る重大な変化を踏まえ、委員会の審議を経て、情

報セキュリティ対策基本計画の定期的な見直しを行う。

- 3 CISOは、情報セキュリティ対策基本計画の策定及び見直し並びに同計画に基づく情報セキュリティの確保に取り組む組織として、情報セキュリティ対策基本計画室を置くことができる。

(情報セキュリティに関する規程等の更新)

- 第18条 CISOは、情報セキュリティに係る重大な変化等を踏まえ、委員会の議を経て、セキュリティポリシー及び本規程等の更新その他情報セキュリティに関する必要な措置を講ずるものとする。

(情報格付け)

- 第19条 職員等は、業務で取り扱う情報を次に定める格付けの区分及び分類の基準に応じ、それぞれに格付けを指定するものとする。

- (1) 機密性についての格付けの区分及び分類の基準

格付けの区分	分類の基準
機密性3情報	本学における業務で取り扱う情報のうち、九州大学法人文書管理規程（令和5年度九大規程第97号）第27条に定める秘密文書としての取扱いを要する情報
機密性2情報	本学における業務で取り扱う情報のうち、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年12月5日法律第140号。以下「情報公開法」という。）第5条各号における不開示情報に該当すると判断される蓋然性の高い情報を含む情報であって、「機密性3情報」以外の情報
機密性1情報	本学における業務で取り扱う情報のうち、情報公開法第5条各号における不開示情報に該当すると判断される蓋然性の高い情報を含まない情報

- (2) 完全性についての格付けの区分及び分類の基準

格付けの区分	分類の基準
完全性2情報	改ざん、誤びゅう又は破損により、本学関係者の権利が侵害され又は本学の業務の適確な遂行に支障（軽微なものを除く。）を及ぼすおそれがある情報（書面を除く。）
完全性1情報	完全性2情報以外の情報（書面を除く。）

- (3) 可用性についての格付けの区分及び分類の基準

格付けの区分	分類の基準
可用性2情報	滅失、紛失又は当該情報が利用不可能であることにより、本学関係者の権利が侵害され又は本学の業務の安定的な遂行に支障（軽微なものを除く。）を及ぼすおそれがある情報（書面を除く。）
可用性1情報	可用性2情報以外の情報（書面を除く。）

- 2 前項第1号に規定する格付けの区分のうち、機密性3情報及び機密性2情報を要機密情報という。

- 3 第1項第2号に規定する格付けの区分のうち、完全性2情報を要保全情報という。

- 4 第1項第3号に規定する格付け区分のうち、可用性2情報を要安定情報という。

(情報格付け及び取扱制限の明示)

- 第20条 職員等は、情報の格付け及び取扱制限を指定し、原則として、それを認識できる方法を用いて明示するものとする。

(取扱制限の遵守等)

- 第21条 職員等は、情報の取扱いに当たり、前条に基づき指定した情報の取扱制限及びこれに基づくCISOが別に定めるガイドライン（以下「情報格付けガイドライン」という。）を遵守しなければならない。

(情報格付け及び取扱制限の特例)

第22条 本学が保有する情報のうち、第18条及び第19条を適用することで業務の遂行に重大な支障をきたすと認められるものであって、関係法令等及び本学の諸規則等において情報の取り扱いの定めがあるものについては、当該関係法令等により取り扱うことができるものとする。

2 前項の要件に該当する情報は、情報格付けガイドラインで別に定める。

(罰則)

第23条 CISOは、第2条に掲げる者が、次の各号のいずれかに該当するときは、情報システムの利用を停止する等必要な措置を講じるものとする。

- (1) CISOからの具体的な命令や注意喚起に従わない場合
- (2) 本学の情報セキュリティ水準を低下させると認められる行為を繰り返す場合
- (3) 本学の情報セキュリティの維持に必要な対策を怠った場合

(雑則)

第24条 この規程に定めるもののほか、情報セキュリティ対策の技術的な取扱いに関し必要な事項は、委員会の議を経て、CISOが別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。